

半田市指定ごみ袋等取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、半田市指定ごみ袋及び半田市指定資源回収袋（以下「指定ごみ袋等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

(取扱業務の委託)

第2条 市長は、指定ごみ袋等の取扱いに関する業務（以下「取扱業務」という。）を市長が指定する取扱店の事業者（以下「取扱店事業者」という。）に委託するものとする。

2 委託する業務のうち次条第1号の業務は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第158条第1項の規定に基づくものとする。

(取扱業務の内容)

第3条 取扱業務は、次に掲げるものとする。

(1) 半田市廃棄物の減量及び処理に関する条例(平成5年半田市条例第27号。以下「条例」という。)第21条第1項に基づき徴収する家庭生活から生ずる可燃ごみ及び不燃ごみを市が収集、運搬及び処分するときの手数料（以下「ごみ処理手数料」という。）の収納

(2) 指定ごみ袋等の交付及び管理

(取扱店の申請)

第4条 指定ごみ袋等取扱店の指定を受けようとする者は、取扱いを希望する店舗ごとに、半田市指定ごみ袋等取扱店指定申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(取扱店の指定)

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、内容を審査し、取扱店として指定することが適当と認めるときは、半田市指定ごみ袋等取扱店指定通知書（様式第2）により申請者に通知する。

2 前項の規定により指定の通知を受けた取扱店事業者は、速やかに指定ごみ袋等取扱業務委託契約を市長と締結するものとする。

3 市長は、前項の規定により指定ごみ袋等取扱業務委託契約を締結したときは、令第158条第2項の規定により第3条第1号に掲げる業務を委託したことを告示するものとする。

(取扱店の遵守事項)

第6条 取扱店事業者は、市長が別に指示する場合を除き、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 指定ごみ袋等の供給の安定を図るため、常に在庫管理に努め不足を生じないように留意すること。

(2) 指定ごみ袋に係るごみ処理手数料は、過不足なく、条例に規定した金額を徴収すること。

(3) 指定ごみ袋等を景品や賞品として無償提供しないこと。

(指定ごみ袋等の取扱い)

第7条 取扱店事業者は、指定ごみ袋の交付を受けようとする者からごみ処理手数料を徴収し、指定ごみ袋を交付するものとする。

2 取扱店事業者は、指定資源回収袋を購入しようとする者から、販売代金を徴収し、指定資源回収袋を交付するものとする。

3 取扱店事業者は、市から指定ごみ袋等の引渡しを受けるときは、数量その他の必要な事項を記載した発注書兼受領書を市に提出するものとする。

(指定ごみ袋等の取替え)

第8条 取扱店事業者は、市から指定ごみ袋等の引渡しを受けた後に、製品不良等のため販売するに不適当な袋を発見した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の規定により報告を受けた場合は速やかに調査を行い、状況を確認のうえ、取扱店に対し相当分の取替えをしなければならない。

(ごみ処理手数料等の納入)

第9条 取扱店事業者は、ごみ処理手数料及び指定資源回収袋の販売代金を納入通知書に記載された期日までに、納入しなければならない。

(指定ごみ袋取扱手数料)

第10条 指定ごみ袋取扱手数料は、ごみ処理手数料に100分の10を乗じて得た額（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 市長は、取扱店事業者からごみ処理手数料が納入されるときに、指定ごみ袋取扱手数料を繰り替えて支払うものとする。

(変更及び辞退の届出)

第11条 取扱店事業者は、第4条の申請書の記載内容に変更があったときは、半田市指定ごみ袋等取扱店変更届出書（様式第3）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 取扱店事業者は、取扱店の指定を辞退しようとするときは、半田市指定ごみ袋等取扱店指定辞退届出書（様式第4）を市長に提出しなければならない。

(取扱店の解除)

第12条 市長は、取扱店事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、取扱店の指定を解除することができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) この要綱に基づいて市長が指示した事項に従わないとき。
- (3) 取扱店事業者としてふさわしくない行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により取扱店の指定を解除しようとするときは、あらかじめ取扱店事業者にその旨を通知しなければならない。

(調査等)

第13条 市長は、取扱店事業者に対して、指定ごみ袋等の取扱方法その他の事項に関し必要があると認めたときは、調査を行うとともに改善を指示し、又は報告を求めることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年5月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月10日から施行する。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

半田市長 殿

申請者

住 所

事業所名

代表者名

半田市指定ごみ袋等取扱店指定申請書

半田市指定ごみ袋等取扱店の指定を受けたいので、半田市指定ごみ袋等取扱要綱第4条の規定により次のとおり申請します。

店 舗 名	
業 種	
所 在 地	(〒 -) 電 話 - - F A X - -
取扱責任者	

様式第2（第5条関係）

年 月 日

様

半田市長

半田市指定ごみ袋等取扱店指定通知書

半田市指定ごみ袋等取扱要綱第5条の規定により次の店舗を半田市指定ごみ袋等取扱店に指定します。

指 定 番 号	
店 舗 名	
所 在 地	

取扱店の留意事項

- （1）指定ごみ袋等の供給の安定を図るため、常に在庫管理に努め不足を生じないよう留意すること。
- （2）指定ごみ袋に係るごみ処理手数料を、条例に規定した金額を変更して徴収しないこと。
- （3）指定ごみ袋等を景品や賞品として無償提供しないこと。

様式第3（第11条関係）

指定番号	
------	--

年 月 日

半田市長 殿

申請者

住 所

事業所名

代表者名

半田市指定ごみ袋等取扱店変更届出書

半田市指定ごみ袋等取扱店申請書の記載内容を次のとおり変更したいので、半田市指定ごみ袋等取扱要綱第11条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

	変更前	変更後
店 舗 名		
代 表 者 名		
所 在 地		
電 話 番 号		
F A X 番 号		
取 扱 責 任 者		

様式第 4 (第 11 条関係)

指定番号	
------	--

年 月 日

半田市長 殿

申請者

住 所

事業所名

代表者名

半田市指定ごみ袋等取扱店指定辞退届出書

半田市指定ごみ袋等取扱店の指定を辞退したいので、半田市指定ごみ袋等取扱要綱第 11 条第 2 項の規定により次のとおり届け出ます。

店 舗 名	
所 在 地	(〒 -) 電 話 - - F A X - -
取扱責任者	